



Title	清代モンゴルにおける裁判制度の研究
Author(s)	萩原, 守
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44627
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	萩原 守
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 18291 号
学位授与年月日	平成 16 年 2 月 18 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	清代モンゴルにおける裁判制度の研究
論文審査委員	(主査) 教授 森安 孝夫
	(副査) 教授 荒川 正晴 助教授 青木 敦

論文内容の要旨

本論文は、清朝時代のモンゴルで実施されていた刑事裁判制度を解明しようとするものである。第一部研究篇、第二部訳註篇とも 5 章からなる。

第一部第一章は「清代モンゴルにおける裁判制度研究の意義と課題」と題し、研究史を踏まえつつ本論文の目的と意義を明示する。

第二章「刑事裁判の事例と清朝蒙古例の実効性」では、刑事裁判においては〈まず最初に「蒙古例」を適用し、合致する条文がなければ『大清律例』の「刑律・刑例」を適用する〉という大原則を生文書である档案史料から見つけだし、それを改めて成文法である「蒙古例」の規定や判例集である『刑案匯覽』からも確認する。換言すれば「蒙古例」と『大清律例』は、18 世紀末～19 世紀末のハルハモンゴルで確実な実効性を持っていたのである。裁判は、旗長が第 1 審を行ない、軽微な案件は旗内で結審される。人命案件や遺以上の罪を伴う重案は、旗→盟(第 2 審)→〈駐防官〉→理藩院(第 3、4 審)と上申され、人命案件は皇帝に上奏される。即ち、必要的覆審制度が存在していた。裁判は、訊問して口供を作ることが主目的で、上級官庁ほど法律の条文をはっきりと擬案に直接引用する。総じていうと、清代モンゴルの裁判制度は、清朝本土における制度に大変よく似ており、中国の伝統的な裁判制度が、清朝支配下のモンゴルにも導入された可能性が高いと結論する。

第三章「ハルハジロムから清朝蒙古例への推移」では、以下のような結論を得た。ハルハモンゴルは、1691 年の清朝帰属後もなお 1728 年まで独自の法を制定し続けた。1728 年に「蒙古例」に準拠した法規が初めて一つ出現し、独自の法から「蒙古例」への推移が始まった。1746 年には、全て「蒙古例」に従うと宣言しつつもなお「蒙古例」に違反している「過渡期の折衷法」が確認でき、「蒙古例」のゆるやかな浸透状況が理解できる。1789 年以降は、清朝の完全な法制支配下に入った。すなわち 1728 年までは「ハルハ独自の法の時代」、1789 年頃以後は「清朝の法制支配時代」であり、この間の法律の推移は、約 60 年をかけて少しずつ進んだ。

第四章「イフシャビに対する法律の適用」では、前章までの一般モンゴル人ではなく、モンゴル最大の活仏の所有民という特殊な身分のイフシャビに対する裁判史料を検討する。エルデネシャンゾドバ衙門によるイフシャビへの裁判では、少なくとも清末頃には「蒙古例」と『大清律例』とが既に確実な効力を有していたが、一方で清朝と関係のないエルデネシャンゾドバ衙門独自の判例集『オラーンハツァルト』も清末までなお効力を持ち続けていた。従って法律は交代しきっておらず、清朝による司法支配はイフシャビに対しても浸透したが、完全に徹底されたわけではなく、清末でもなお民族自治のような側面が残されていたとする。

第五章「裁判文書の書式とその来源」では、清代モンゴルの裁判文書の書式が古く元朝時代にまで遡るという説を検証し、それが正しくないと結論する。書式をまとめてみると、まず冒頭で発送者と宛先が明示され、最終用件提示後、本題部分が始まる。本題では過去の文書や口供が何重にも直接引用され、その終了後、当該役所の発言が述べられる。末尾にも定型化した文言があり、最後に発送年月日が来る。以上の書式は、抬頭・平出・闕字、口供の糊付け、口供・甘結後の指紋の画押、定型化した言い回し等々を含めて、清代中国での漢文文書書式と完全に共通している。結局、裁判制度と共に清代の漢文公文書書式が、康熙年間頃から満洲文文書やモンゴル文文書へと導入されたといえるのである。

第二部訳注篇では、本論文で利用した計9通のモンゴル語の裁判文書を転写・訳註の形で提示する。

論文審査の結果の要旨

清朝の法律である『大清律例』、並びに清代のモンゴル人を対象として清朝政府が制定した法例「蒙古例」を対象とする従来の研究で判明していたのは、あくまで清朝政府側の建前であって、最大の「藩部」であるモンゴルにおける裁判の実態は不明のままであった。本論文の最大の成果は、これに対して、実際に現地で行われた裁判記録である生文書（档案）をモンゴル語・満洲語の原文から解読し、それを漢文の「蒙古例」や『大清律例』と対比することによって、これらの成文法典が現実に実効性をもっていたことを見事に実証したことである。この点はまさに申請者の独自性がいかんなく発揮されたところであり、学界でも高く評価されている。

もちろん、本論文に望むべき点がまったくないわけではない。特に今後に残された大きな課題としては、モンゴル独自の慣習法が成文化していったハルハジロムの成立事情、それに対する清朝「蒙古例」の成立の起源と歴史的変遷の解明がある。

清朝は支配者である満洲人の出身地である旧満洲と大量の漢人の居住する中国本土だけでなく、蒙古・準部（ジュンガリア；北疆）・回部（南疆）・西藏（チベット）という広大な「藩部」を含み、満・蒙・漢・回・蔵の五族その他からなる巨大帝国である。清代モンゴルにおける司法支配の解明は、清朝の中国本土や諸藩部への支配の実態を相互に比較し、ひいては「征服王朝」という中央ユーラシア型国家の完成体ともいうべき清朝の本質に迫る上で十分な意義があると認められる。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。